

裁 決 書

審査請求人 ○○○○

処 分 庁 恩納村長

審査請求人が令和元年11月6日に提起した処分庁による建築許可を求める申請への処分に対する審査請求（令和元年第2号。以下「本件審査請求」という。）について、次のとおり裁決する。

主 文

本件審査請求を棄却する。

事 案 の 概 要

- 審査請求人は、令和元年9月10日付け「恩納村環境保全条例に基づき恩納○○○番地における建築許可」を求める申請をした。
- 処分庁は、令和元年10月28日付け、恩企第○○○号にて不承認処分（以下「本件不承認処分」という。）とした。

審理関係人の主張の要旨

1 審査請求人

平成29年3月29日付恩納村告示第○○○号「恩納村土地利用用域の指定について」による本件土地の土地利用用域の地域環境保全用域への変更処分（以下「変更処分」という。）は、その内容及び手続が条例の定めに反して違法若しくは不当で取り消されるべきものであるから、その違法若しくは不当を承継した本件不承認処分も違法若しくは不当であることから、変更処分及び本件不承認処分の取り消しを求める。

また、令和元年11月29日付「開発行為及び用域変更承認通知」により、本件土地は、地域環境保全用域からリゾート用域に変更されたので、本件不承認処分は理由を消失した。

2 処分庁

「その内容及び手続が条例の定めに反して違法若しくは不当で取り消されるべきものである」という文言の意味することが、2年以上の歳月（平成29年8月～令和元年9月）を費やし審理された「恩納村土地利用用域の指定について」による恩納村通信所返還跡地の土地利用用域の変更等に関する処分に対する審査請求

(平成29年第1号)」と同様のことを示しているのかは定かではないが、本件申請にある変更処分が違法若しくは不当という事実は無く、あくまで本件不承認処分はその時点における恩納村環境保全条例及び恩納村環境保全条例施行規則(以下「規則」という。)の内容に従った処分であり、本建築許可を求める申請内容に敷地面積〇〇〇㎡中、建築面積〇〇〇㎡という計画が、規則第4条第6号イの土地改変率20%を超えているため不承認処分としているため、違法若しくは不当だとは考えられない。

また、本件土地上に建物を建築するにあたり規則第4条第6号アに基づき建築許可申請(以下「本件建築許可申請」という。)がなされた時点で、建築承認を得るには規則第6条による用域変更申請が必要となることを審査請求人に申し伝えている。

さらに、本件土地は、令和元年10月1日付けで〇〇〇より「開発行為及び用域変更申請書」が提出され、令和元年11月29日に地域環境保全用域からリゾート用域への変更が承認されている。

理 由

令和元年11月29日付「開発行為及び用域変更承認通知」により、本件土地は、地域環境保全用域からリゾート用域に変更されている。本件不承認処分は、本件土地が地域環境保全用域であることを前提として下されている一方で、仮にリゾート用域であれば不承認とはならない可能性がある。

そこで、処分について審査請求の違法若しくは不当の判断の基準時が問題となる。

この点、審査請求は、処分に対する事後審査制度の一環として位置づけられるものであるから、審査請求の判断は、処分時であると解される(京都地方裁判所平成7年11月24日判決参照)。

したがって、本件不承認処分当時、本件土地は、未だ地域環境保全用域と指定されていたのであるから、本件建築許可申請にあたっては、規則第4条第6号ア～エの要件を満たさなければならない。

そして、建築許可を求める申請内容の敷地面積〇〇〇㎡中、建築面積〇〇〇㎡(23.95%)という計画が、規則第4条第6号イの土地改変率20%以内であることに抵触するとした本件不承認処分には、違法・不当な点は認められない。

また、審査請求人は、変更処分が違法又は不当であり、その結果が本件不承認処分にも承継される旨主張しているが、変更処分は、本審査請求の対象ではないので、判断しない。

結 論

以上のとおり、本件審査請求は理由がないことから、行政不服審査法(平成26年法律第68号)第45条第2項の規定により、主文のとおり裁決する。

令和2年6月30日

審査庁 恩納村長 長浜 善巳

(教示欄)

- 1 この裁決については、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に恩納村を被告として（訴訟において恩納村を代表する者は恩納村長となります。）、裁決の取消しの訴えを提起することができます。

ただし、この裁決の取消しの訴えにおいては、不服申立ての対象とした処分が違法であることを理由として、裁決の取消しを求めることはできません。

処分の違法を理由とする場合は、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に恩納村を被告として（訴訟において恩納村を代表する者は恩納村長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。

- 2 ただし、上記の期間が経過する前に、この裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、裁決の取消しの訴えや処分の取消しの訴えを提起することはできなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても裁決の取消しの訴えや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。